

総務財政委員会
令和5年2月17日・20日
総務部 資料3番
所管 総務課

大田区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

1 改正理由

個人情報の保護に関する法律の改正及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、規定を整理するため、条例を改正する。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行日

令和5年4月1日

大田区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成10年条例第67号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区情報公開・個人情報保護審議会条例</p> <p>平成10年10月12日 条例第67号 改正 平成17年3月18日第33号 (設置)</p> <p>第1条 大田区情報公開条例(昭和60年条例第51号)による情報公開制度<u>並びに個人情報</u>の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び大田区<u>個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第64号。以下「施行条例」という。)</u>による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の付属機関として大田区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、<u>法及び施行条例の規定により、実施機関(区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。次項において同じ。)</u>が審議会の意見を聴くこととされた事項のほか、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、答申する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 情報公開制度の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 電子計算組織(与えられた処理手順に従って事務を自動的に処理する電子計算機の組織をいう。)</u>の管理運営に関する重要事項</p> <p><u>(3) 大田区議会個人情報保護条例(令和5年条例第 号)第50条の規定に基づき議長から諮問の依頼があった事項</u></p> <p>2 <u>実施機関は、前項に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項について、施行条</u></p>	<p>○大田区情報公開・個人情報保護審議会条例</p> <p>平成10年10月12日 条例第67号 改正 平成17年3月18日第33号 (設置)</p> <p>第1条 大田区情報公開条例(昭和60年条例第51号)による情報公開制度<u>及び大田区個人情報保護条例(平成10年条例第66号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の付属機関として大田区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、答申する。</p> <p><u>(1) 個人情報保護条例の規定により、実施機関(個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)</u>が審議会の意見を聴くこととされた事項</p> <p><u>(2) 情報公開制度の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(3) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(4) 電子計算組織(個人情報保護条例第2条第7号に規定する電子計算組織をいう。以下同じ。)</u>の管理運営に関する重要事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 <u>審議会は、情報公開制度、個人情報保護制度及び電子計算組織の管理運営に関す</u></p>

新	旧
<p><u>例第7条第2項及び大田区議会個人情報保護条例第50条第2項の規定に基づき、審議会へ意見を求めることができる。</u></p> <p><u>3 審議会は、第1項に規定する事項について、実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。第5条において同じ。）に意見を述べることができる。</u></p> <p>第3条及び第4条 （略） （意見の聴取等）</p> <p>第5条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>第6条から第8条まで （略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例の施行前にこの条例による改正前の大田区情報公開・個人情報保護審議会条例の規定に基づく大田区情報公開・個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）に対してした諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、この条例による改正後の大田区情報公開・個人情報保護審議会条例の規定に基づく大田区情報公開・個人情報保護審議会（以下「新審議会」という。）に対して諮問されたものとみなし、当該諮問についての旧審議会における調査審議の手続は、新審議会における調査審議の手続とみなす。</u></p>	<p><u>る重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第3条及び第4条 （略） （意見の聴取等）</p> <p>第5条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>第6条から第8条まで （略）</p>